



ネイチャーポジティブ経済に関する国内外の動向



環境省 自然環境局 生物多様性主流化室
2023年10月



1. ネイチャーポジティブ経済に関する国際的な動向

ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）設立

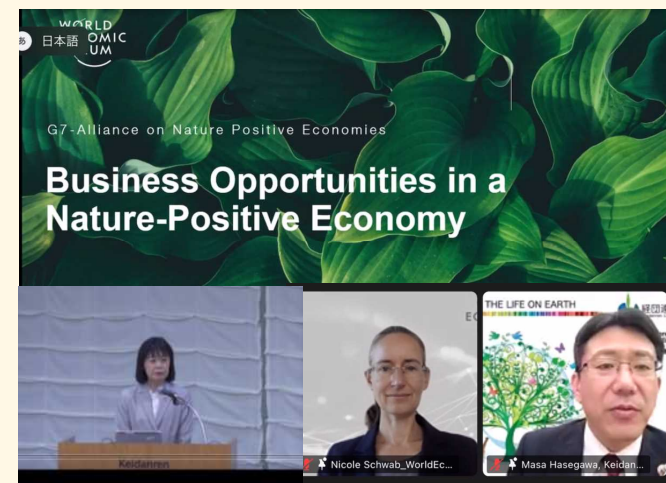
- 2021年G7首脳コミュニケの附属文書「G7 2030年自然協約（Nature Compact）」において、ネイチャーポジティブの達成、ネイチャーポジティブ経済（NPE）の促進を約束。
- 「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」= 知識の共有や情報ネットワークの構築の場



2023活動内容

- ネイチャーポジティブに資する技術・ビジネスモデル等に関する事例共有（経団連と共催で9/27,28に実施済み）
- 情報開示に反映すべき要素や課題に関する各国意見のシェア・発信（G7政府で6/20にディスカッションペーパー公表済み）

※ 2024以降の活動内容はその年の議長国中心に決定。



環境経済勘定

- 経済・財務上の意志決定における利用促進。

我々は、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済・社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統合的に実現することにコミットする。

我々は、人間の幸福、健全な地球及び経済の繁栄の基礎となる、生物多様性の損失を2030年までに止めて反転させるための歴史的な昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の採択を歓迎し、その迅速かつ完全な実施と各ゴール及びターゲットの達成にコミットする。

我々は、自然を活用した解決策へ 14 の資金拠出の増加を含む気候変動及び生物多様性のための資金の相乗効果を高めるといふ我々のコミットメントを再確認する。我々は、「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」のようなG7間の知識の共有や情報ネットワークの構築を含め、ネイチャーポジティブ経済への移行を支援・促進することにコミットする。我々は、企業が漸進的に生物多様性への負の影響を削減し正の影響を増大させることを求める。我々は、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の市場枠組みの発表を期待し、その開発を支援するよう市場参加者、政府及び当局に強く求める。

我々は、侵略的外来種対策について、国際協力を強化する。

G7広島サミット 首脳コミュニケの概要 (気候・エネルギー・環境部分 ※ファイナンス関係中心)

- ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けた社会経済システムの変革にコミット
- 1.5℃目標と整合していない国 (主要経済国等) への野心強化 (2030年NDC、長期低GHG排出発展戦略、2050年ネットゼロ) を要請
- 全ての締約国に対し2025年までのピークアウトのコミットを要請
- ISSBによる、その作業計画の市中協議に沿った、生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待
- 1.5℃の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づくトランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有することを強調
- 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心について、首脳レベルで共有
- 我が国主導のイニシアティブ「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」に言及、及び侵略的外来種について初めて言及

ISSBにおける国際サステナビリティ基準の検討について

- 国際会計基準の設定主体であるIFRS財団は、2021年11月、国際サステナビリティ基準を策定するためにISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立。公開草案によるパブリックコメントを経て、**2023年6月末に最初のグローバルなサステナビリティ開示基準として全般的要求事項（S1号）及び気候関連開示（S2号）を公表。**
- 国内では、2022年7月に財務会計基準機構（FASB）の下に正式に設立された**サステナビリティ基準委員会（SSBJ）**において、国際的な意見発信や、ISSBの基準を踏まえた国内基準の検討を実施中。

ISSBの設立と目的

- ✓ 設立経緯：IFRS財団の評議員会は2021年11月3日COP26において、**ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の設立を発表**
- ✓ 目的：企業のサステナビリティ開示の一貫性と、比較可能性を向上させるため、**気候変動リスク等のサステナビリティ情報開示の国際基準策定を目指す**



ISSBにおける次のアジェンダの議論

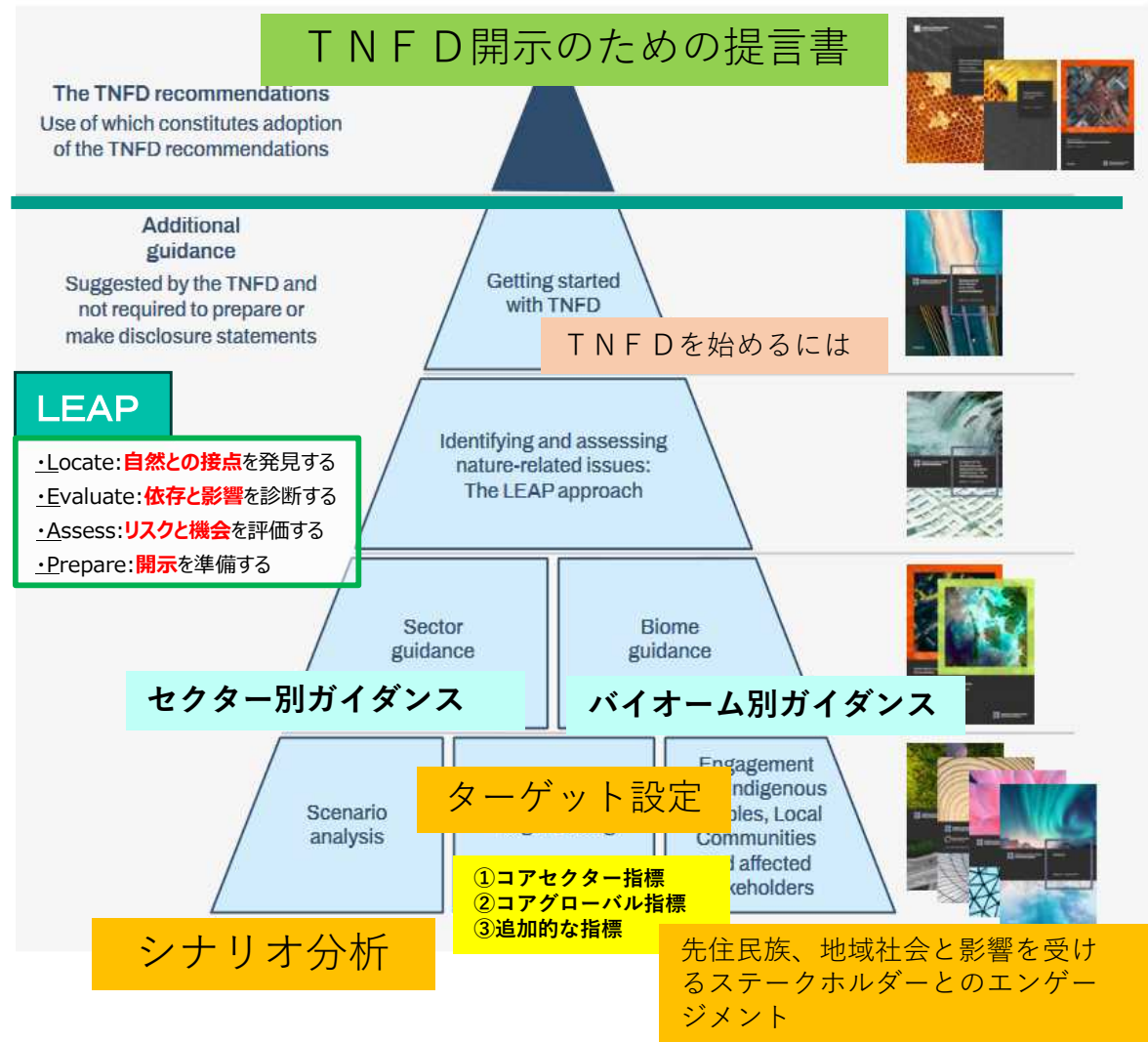
- ✓ ISSBでは、2024年以降の2年間における**アジェンダの優先度**に関し、市場に対して広く**「情報要請」**を実施（2023年9月1日締切済）。
- ✓ リサーチ・プロジェクトとして挙げられたのは以下4つ。
 - (1) **生物多様性、生態系及び生態系サービス**
 - (2) **人的資本**
 - (3) **人権**
 - (4) **報告における統合プロジェクト**
- ✓ なお、本情報要請に関しては、G7広島サミットにおける首脳コミュニケにおいて、「我々はまた、ISSBによる、その作業計画の市中協議に沿った、**生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待する。**」旨が盛り込まれている。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言 ver.1.0 （2023年9月18日【NY時間】発表）



- TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然版。
- 企業情報開示を通じて資金の流れを変えることを目指す枠組み。
- あらゆる規模の企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、そして（適切な場合は）開示するためのリスク管理と開示の枠組み。
- TCFDと整合した4つの柱と14項目の開示を推奨
 <柱ごとの開示項目例>
 - ガバナンス：取締役会の監督など
 - 戦略：短中長期の依存・影響・リスク・機会など
 - リスクとインパクト：特定する組織的プロセスなど
 - 目標設定：管理プロセスなど
- ISSB・GRI等との国際的な開示基準との整合を重視

Figure 2: TNFD recommendations and additional guidance

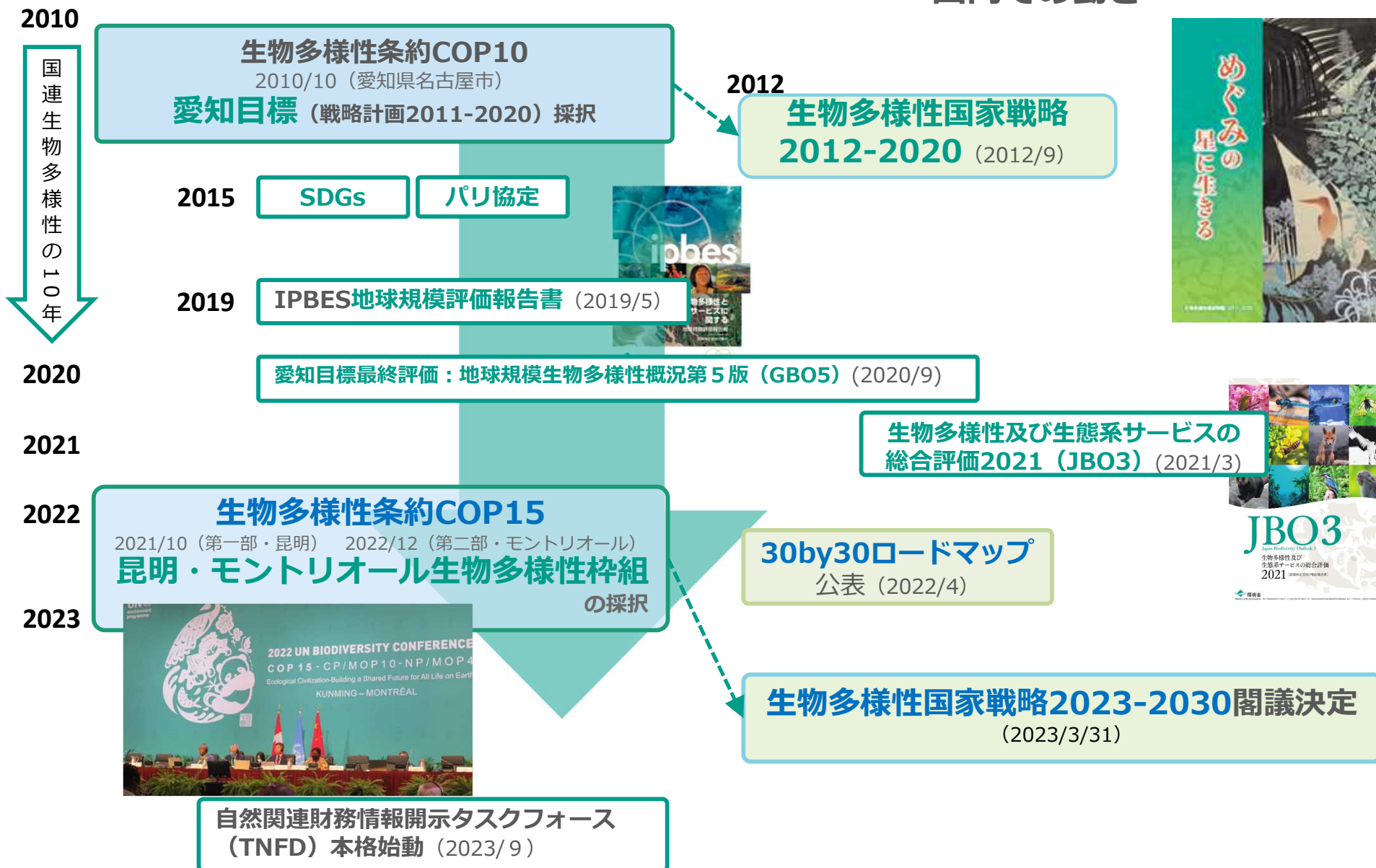


2. ネイチャーポジティブ経済に関する国内の動向

生物多様性国家戦略2023-2030までの動き

国際的な動き

国内での動き



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

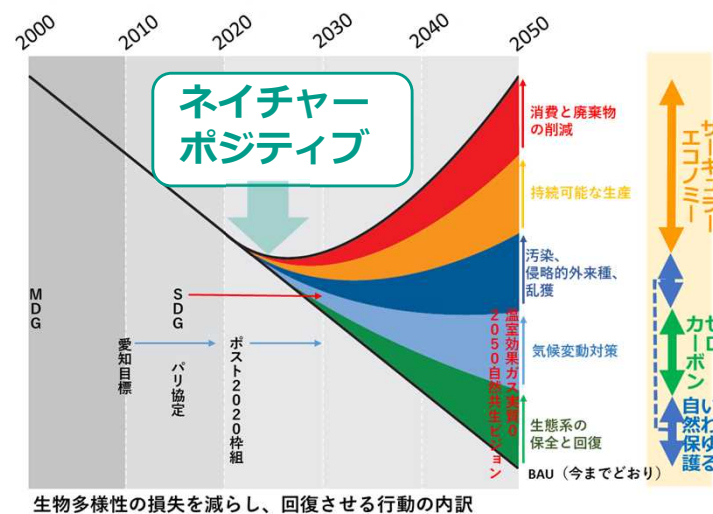
生物多様性国家戦略2023-2030の概要

【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、**世界に先駆けて策定した戦略**
- ✓ 2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用**するための戦略

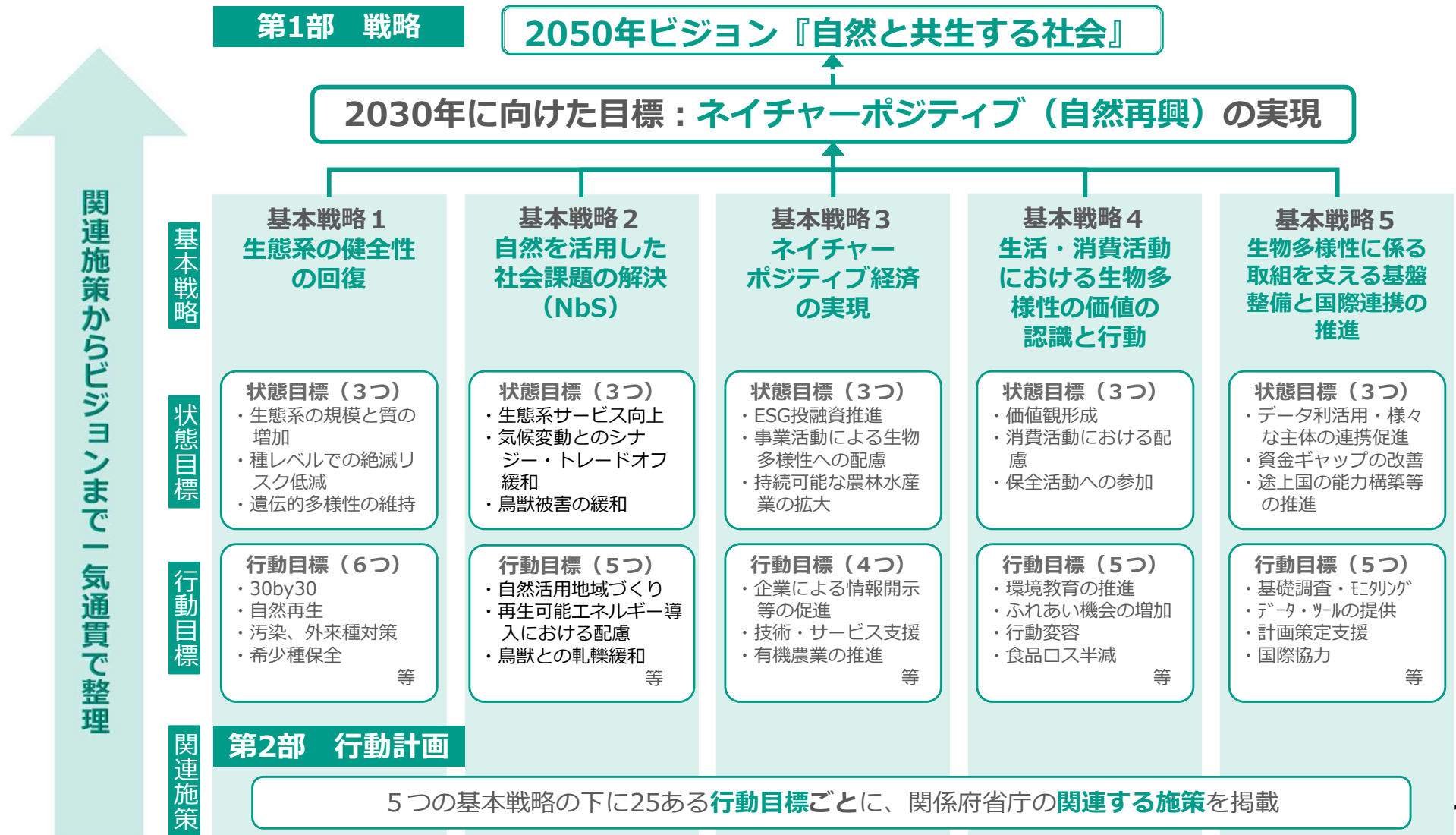
【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**
（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進



生物多様性国家戦略2023-2030の構成

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一貫通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



【参考】自民党環境・温暖化対策調査会 政策提言（令和5年6月） 「N Xへ実行の時－世界はN Xに大きく動いている－」（概要）



生物多様性は、気候変動に続く大変革が必要なテーマとして既に世界が大きく動き出しており、金融やサプライチェーン等の様々な分野での対応が求められている。この潮流に乗り遅れ、我が国の国益を損なうことのないよう、生物多様性に対する企業や国民の認識を高めながら、自然資本を守り活用する社会への変革“N X (Nature-based Transformation)”を実現し、経済成長と国民の Well-being の向上につなげるべきである。

【企業等の活動認定制度の法制化】

- **企業等による自然共生サイトの活動を認定する制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出**すること。
- 様々なインセンティブの整備や活動の成果・貢献度の見える化等を推進することにより、ネイチャーポジティブにつながる企業等の活動の全国的な展開を支援し、2026年度までに500以上の活動認定を目指すこと。

【ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定】

- ネイチャーポジティブの取組は、企業等にとって難易度の高い情報開示や単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることをわかりやすく示し、その実践を促すため、**「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を2023年度中に策定**すること。

【地域におけるネイチャーポジティブの実装支援】

- インバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーションとなることを目指し、受け入れ環境の整備に向けて来年度予算の倍増を目指すこと。
- ネイチャーポジティブの地域の主体的な取組を応援するための金融・財政面の措置の充実を図ること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実を図ること。

【持続可能な自然資本管理の国際展開】

- ネイチャーポジティブの国際展開施策の一つとして、4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を、2030年までに100まで増やすこと。

【関係省庁によるN X推進体制の強化】

- みどりの食料システム戦略、グリーンインフラ・まちづくりGXなど関連施策とのシナジーを図りつつ、関係省庁が連携して強かにN Xを推進するため、関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

骨太の方針（令和5年6月 閣議決定）

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

- (5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

(略) また、**2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標**に向け、**本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討**や、グリーンインフラ、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する※。

※ 2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理のあり方の検討を含む。

新資本実行計画（令和5年6月 閣議決定）

Ⅷ. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保

③持続可能な地域経済社会の実現

iv) 実現に向けた統合的取組

(略) **ネイチャーポジティブ**なシステムについては、**本年度中の国会提出を視野に入れた生物多様性保全への自主的取組を認定する法制度の検討**や、**TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）などの自然資本の開示に取り組む企業への支援**、グリーンインフラ、まちづくりGX等を推進するとともに、国民の理解促進に繋がる分かりやすい情報発信に取り組む。

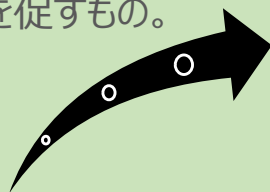
3. 環境省の取組（ビジネス支援関係）

ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた環境省の取組 (2023年度)



ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定

- 2023.5自民党提言も踏まえ、関係省庁協力の下、2023年度中に策定。
- NPの取組は企業にとって、単なるコストアップ等ではなく、新たな成長につながることを示し実践を促すもの。



TNFD等の情報開示への対応支援

- 民間参画ガイドライン第3版発行 (2023.4.7)
- “ツール触ってみようの会” (第1回9/15, 第2回10/31 (全5回))



自然共生サイト関連

- 30by30アライアンス(10/24時点で586者)
- 自然共生サイト認定の法制化の検討
- 経済的インセンティブ等の検討 (秋に「支援証明書」作り込みのためのマッチングを実施予定。人材派遣も検討中。)



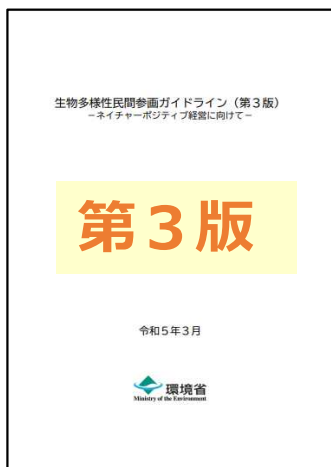
その他

- NP宣言発出呼びかけ (2023.10.13-)
- 中小ベンチャーx大企業のビジネスマッチング (第1回2023.3.9、第2回2023.12.5)
- G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス設立 (9/27, 28にビジネス事例共有のワークショップを開催)



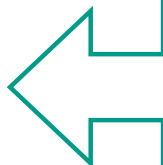
生物多様性民間参画ガイドライン 第3版の公表

- 企業が生物多様性の保全や自然資本の持続的利用、すなわち持続可能な経営を目指す際に参考としていただけるよう、**2009年より環境省において「生物多様性民間参画ガイドライン」を作成。**
- 国内外の最新動向を踏まえ5年ぶりに改訂を行い、**2023年4月に第3版を公表。**



第3版公表
(2023年4月)

改訂 ↑



- ◆ **企業を取り巻く国内外の最新の動きを紹介**（経済との関わり、昆明・モンリオール生物多様性枠組、国家戦略、目標設定、情報開示等）
- ◆ **「基本的プロセス」を明確にし、プロセスごとに取組の内容を解説**
- ◆ **定量的な影響評価・目標設定の方法と具体的な指標、情報開示の方法、SBTs for Nature・TNFD等に関し、実際の事例とともに紹介**
- ◆ **Q&A集として、中小企業、金融機関を含む実務担当者へのアドバイスなどをまとめて紹介**

■ 民間参画ガイドライン改訂検討会のメンバー（8名）

ご氏名	ご所属	役職
可知 直毅	東京都立大学プレミアムカレッジ	特任教授
日比 保史	(一社)コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	代表理事
足立 直樹	(株)レスポンスアビリティ	代表取締役
伊坪 徳宏	東京都市大学 環境学部	教授
栴島 裕美枝	イオン(株)	環境・社会貢献部マネージャー
櫻本 恵	アセットマネジメントOne(株)	エグゼクティブESGアナリスト
松原 稔	りそなアセットマネジメント(株)	執行役員 責任投資部部長
饗場 崇夫	経団連自然保護協議会	企画部会長

自然関連財務情報開示のためのワークショップ (通称：ツール触ってみようの会)

- 今後、自然関連財務情報の開示を目指す企業を対象として、環境省において、TNFD の大枠の要求事項や、実際の開示作業に活用可能なツールを理解するためのワークショップを開催。
- 「ベーシック編」では参加者に、企業と自然との接点の分析に活用可能なツールを複数紹介するとともに、**実際に2種類のツールについて利用を実践。**
- **定員50名（対面）に対し、150名以上から申込み。**
- 第一弾は9月15日に開催済み。 **第2弾は、2023年10月31日に実施予定。**
- さらに、自然関連情報開示や活用ツールに関する理解がすでに進んでおり、**早期の情報開示を目指す企業向けの「アドバンス編」も今後実施予定。**

【第一弾（9/15）開催の様子】



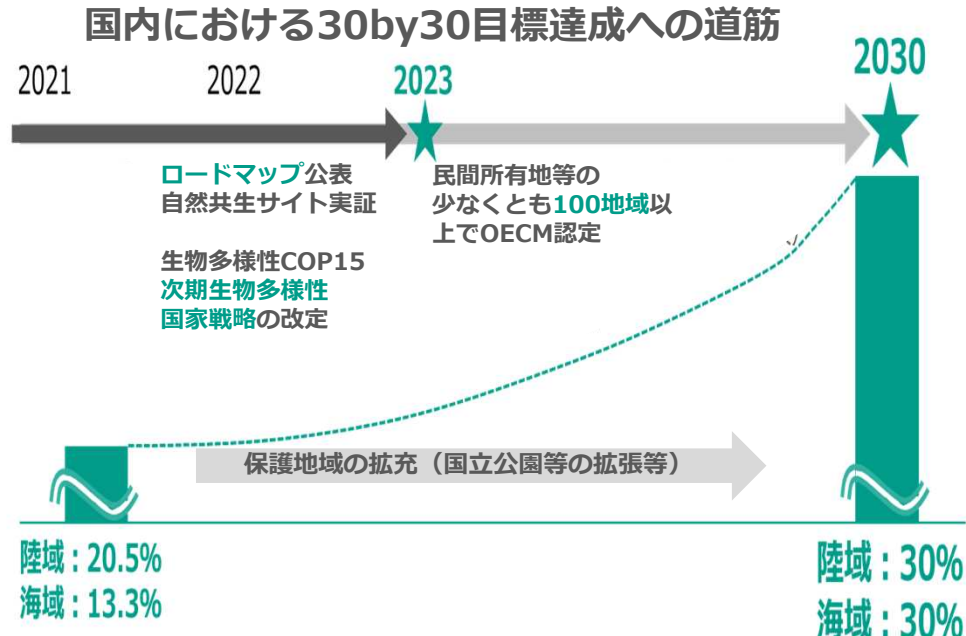
オールジャパンで取り組む30by30目標

30by30目標 = 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標

30by30ロードマップ

- 国内での目標達成に向け、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表
- 国立公園等の保護地域の拡充のみならずOECEMの認定※により目標達成と同時に企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる

※OECEMの認定：
OECEMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源の森等）認定制度について、現在実証を行っており、令和5年度より正式運用開始予定



生物多様性のための30by30アライアンス

- 環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足
- 企業、自治体、NPO法人等、計586者が参加（2023年10月24日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECEM登録や保護地域の拡大等を目指す
（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）

30by30アライアンスサイト



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。
カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

30by30ロードマップ 主要施策と横断的取組の相関



30%を確保する施策

保護地域

OECM

国立・国定公園の拡張や管理の質の向上

(国立・国定公園総点検事業フォローアップ、国立公園満喫プロジェクト等)
海域公園地区の面積倍増／保護管理施策・体制の充実を含む

自然共生サイト
(仮称) 認定に
向けた**試行**

認定制度の
構築

認定制度の本格運用

100カ所以上で認定
(日本のOECMの相場観の醸成)

中間評価
各施策の進捗状況
のフォローアップ
/陸域の30by30目
標達成の具体的な
内容を示す

2030年に向けて
更に認定を推進

30%の達成

自然共生サイト(仮称)は、様々な取組によって本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象。
例：ビオトープ、企業の水源の森、里地里山(屋敷林等を含む)、都市内の緑地等

自然共生サイト(仮称)の一括認定や団体との連携

国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理

海域OECMの検討

マップに付与する
機能の検討

生物多様性の重要性や保全活動の効果の
見える化

モニタリング機能の付加

オープンデータ化やAPI連携の推進、新たな技術により、見える化や活動を下支え

自然再生や管理方法等のマニュアルの提供

自然再生、希少種、外来種、鳥獣等の保護管理施策や管理体制の充実・連携

クレジット化等の**インセンティブ**の検討

TNFD報告書等を踏まえたOECM等の情報開示

アライアンス
立ち上げ

アライアンスへの参加の呼びかけ

見える化^{※1}
(マップ化)
/質を高める
取組

インセン
ティブの
検討
アライア
ンス^{※2}

国際発信

国際発信及び国際的な協力

※1 生物多様性の重要性や保全活動の効果について、陸域の全域をカバーするマップの提供

※2 事業者、地方公共団体、民間団体等からなる30by30の推進に係るアライアンスを通じて、各ステークホルダーの自主的取組を促すもの

OECDMと自然共生サイトの認定

- ネイチャーポジティブの実現に向け、**保護地域以外の場所も含めて企業等による取組を促進**するため、**民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定**。2023年度から運用を開始し、同年中に100箇所以上の認定を目指す。（2023年10月6日にR5前期認定122カ所公表済み）
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域は「OECDM」として登録し、**日本のOECDMの相場観を醸成**
- 自然共生サイト等の**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため**、本年度中の国会提出を視野に入れて**企業等による自主的取組を認定する法制度***を検討。

※自民党環境・温暖化対策調査会の政策提言にて「次期通常国会に法案提出をする」ことが明記されている。

OECDM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域（Other Effective area-based Conservation Measures）

我が国においては、里地里山、ビオトープ、様々な目的で管理されている森林、都市や工場の緑地等、多様な場所が該当する。

自然共生サイト認定スキーム

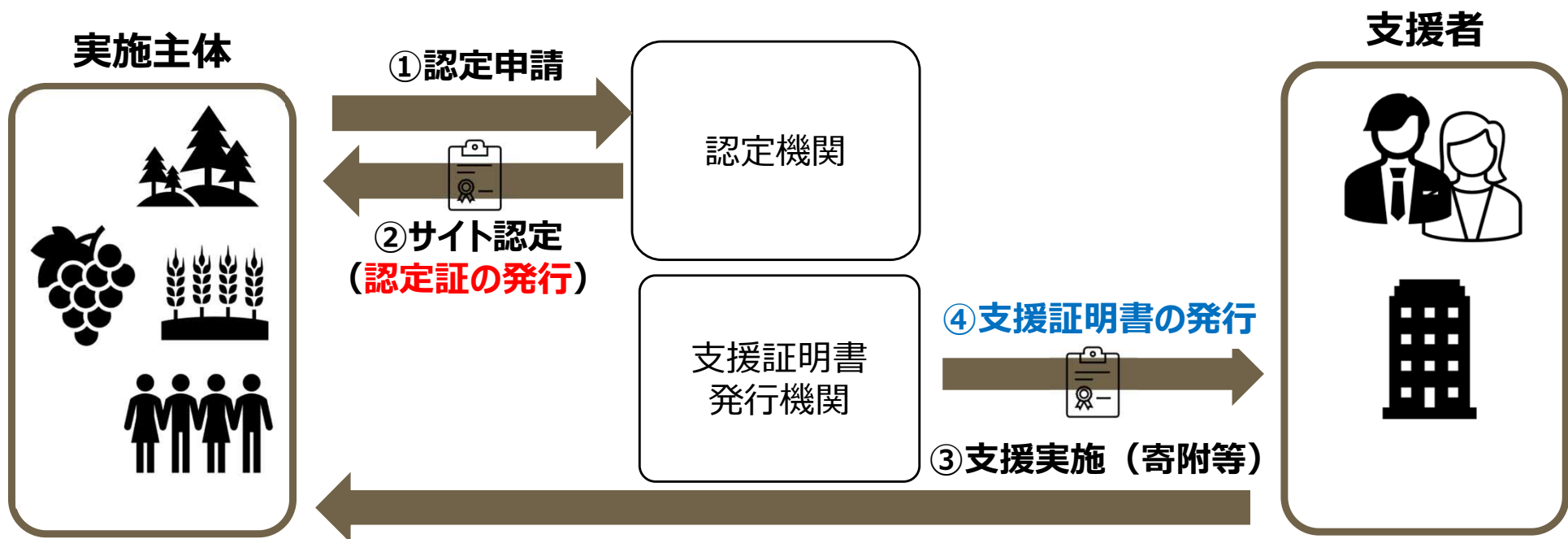


自然共生サイトのイメージ



自然共生サイトの認定促進のためのインセンティブ施策について

- 自らが土地を有しない場合においても30by30に貢献できる仕組みとして、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度を検討中。
- 保全活動の実施主体（自然共生サイトの所有者／管理者）には「サイト認定証」が発行され、その支援者には、「支援証明書」が発行される。
- 支援証明書は、まずは大企業等を念頭に、TNFDへの対応等に活用できるよう設計する。



- その他、自治体や地域団体等を念頭に、保全活動の実施主体が環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣や人材バンクの整備、既存制度・事業の活用等により、自然共生サイトの認定等を促進する。

2030生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF)



- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会合 (CBD COP10@愛知) を機に設置された産民官からなる**国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J)** は、2021年10月でその設置期限を迎えた。
- 後継組織として、同年11月から新たに**2030生物多様性枠組実現日本会議 (Japan Conference for 2030 Global Biodiversity Framework)** が設立された。
- UNDB-Jとしての10年間の活動実績・課題等を踏まえ、マルチステークホルダーの連携の場という目的を維持しつつ、さらなる活動の活性化に向け、下部組織を設置。

<J-GBFの全体構造>



総会

: 十倉雅和 (経団連会長)

幹事会

企画委員会

**ビジネス
フォーラム**

生物多様性に関するビジネス分野 (企業等) への情報提供や関心向上に向けた**経済3団体**を中心とするフォーラム

**地域連携
フォーラム**

生物多様性自治体ネットワーク等と連携し、自治体の現場の生物多様性への知見共有や具体的取組を促すフォーラム

行動変容WG

マルチステークホルダーによる、ナッジやポイント制度等を活用した、市民や企業等の行動変容を促す取組を議論・検討する会議体

2030生物多様性枠組実現会議（J-GBF）の構成



<会長>

十倉 雅和 一般社団法人 日本経済団体連合会 会長

<会長代理>

武内 和彦 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 理事長

<学識経験者等> (五十音順)

佐々木 周作 大阪大学 感染症総合教育研究拠点 (CiDER) 特任准教授

堂本 暁子 元千葉県知事、元IUCN副会長

藤田 香 日経ESG シニアエディター／
東北大学大学院生命科学研究所 教授

涌井 史郎 東京都市大学 特別教授

<関係団体>

(経済界)

一般社団法人 日本経済団体連合会

公益社団法人 経済同友会

日本商工会議所

公益社団法人 日本青年会議所

一般社団法人 大日本水産会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人 日本林業協会

全国森林組合連合会

全国農業協同組合中央会 (JA全中)

全国農業協同組合連合会 (JA全農)

日本生活協同組合連合会

一般社団法人 日本旅行業協会

<関係団体> (続き)

(保全・普及啓発団体等)

国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J)

公益社団法人 日本植物園協会

公益社団法人 日本動物園水族館協会

公益財団法人 日本博物館協会

一般財団法人 自然公園財団

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

公益財団法人 日本自然保護協会 (NACS-J)

地球環境パートナーシッププラザ (GEOC)

公益社団法人 国土緑化推進機構

公益財団法人 山階鳥類研究所

一般社団法人 Change Our Next Decade

Japan Youth Platform for Sustainability

特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J)

公益社団法人 日本環境教育フォーラム (JEEF)

(地方自治体)

生物多様性自治体ネットワーク

一般社団法人 イクレイ日本

<関係省庁>

金融庁

消費者庁

外務省

文部科学省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

J-GBFによる「ネイチャーポジティブ宣言」(抄)

(2023年2月28日)



(前略) J-GBFは、以下の取り組みを進めることで、ネイチャーポジティブの実現に向けた社会経済の変革を目指すことをここに宣言します。

- 1 我々の社会・経済が自然資本に依存していることを自覚し、豊かな生態系を維持し回復させる社会経済活動の拡大に取り組む。
- 2 生物多様性による恩恵とそれによる人間の幸福をもたらすネイチャーポジティブの実現のため、脱炭素や循環経済、防災、地域活性化などの諸課題も含めた一体的な解決を目指す。
- 3 日本において育まれてきた、地域固有の自然観・文化・産業を尊重する自然資本の持続可能な利用・保全を推進する。
- 4 上記の取り組みに当たり、知見の共有、人材の育成、対話をはじめとするマルチステークホルダーの連携を重視する。

また、これらの取り組みを確実に進めるため、

J-GBFによるネイチャーポジティブの実現に向けた社会経済の変革のための行動計画を今夏までを目途に策定します。



左：西村環境大臣 右：十倉J-GBF会長
2023年2月28日J-GBF第一回総会

J-GBFネイチャーポジティブ行動計画 (2023年9月12日公表)



- J-GBFは、「J-GBFネイチャーポジティブ宣言」に基づき、構成団体ごとの重点的な取組、他機関との連携がある取組を中心に「**J-GBFネイチャーポジティブ行動計画**」を取りまとめ、**2023年9月12日の第二回J-GBF総会で公表**。
- 各活動内容を国家戦略の行動目標及び取組内容に応じて分類することで、活動の連携・支援の促進に活用できるようにしている。
- J-GBF構成団体は、本行動計画に基づき、**ネイチャーポジティブの実現に向け、積極的に活動していく**。

J-GBFネイチャーポジティブ行動計画

J-GBFネイチャーポジティブ行動計画

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）は、2023年2月28日の第1回総会において「J-GBFネイチャーポジティブ宣言」を発表しました。宣言では、2030年までのネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め、反転させる）の実現に向けて、国民・事業者・NPO・地方公共団体といった多様なステークホルダーと連携し、社会経済の変革を目指していくこと、そのための行動計画を策定することとしています。

これを受け、今般、「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」を策定しました。J-GBFは各界に行動変容を促すことのできる関係団体等で構成されています。その観点から、J-GBF及び関係団体等は、ここに記載した取組を着実に進めます。

※ この行動計画は、J-GBF及びJ-GBFを構成する関係団体等の直近3年間の取組のうち、特に重点をおくもの、他機関との連携があるものを中心に掲げたものです。毎年度進捗状況を共有しながら取組を進め、2026年度に更新する予定です。

※ 関係団体等ごとの取組一覧（P2～9）のほか、他機関との連携・協働にも活用できるよう、取組を「生物多様性国家戦略の行動目標」と「取組の分類」で類型化したまとめ（P10～11）も作成しました。

2023年9月12日

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

No	(1) 取組み	(2) 主体(構成団体等)	(3) 連携先	(4) 方向性	(5) 2023年度～2025年度の3年間の取組み	(6) 2030年度目標	(7) 指標(2030年度までの定量的又は定性目標)	(4) 方向性における主な行動目標				取組の分類	
								環境目標	社会目標	経済目標	文化目標		
1	J-GBFの活動「ネイチャーポジティブ宣言」の呼びかけ	2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)		行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す	宣言の呼びかけ、発信された宣言の公表	ネイチャーポジティブ実現の基礎となる標準の確立	生物多様性の保全につながる活動への取組を促すための取組とする。	行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す					
2	2030年ネイチャーポジティブに向けたアクションプランの策定、実行	(一社) 日本経済団体連合会(経団連) 環境保護推進委員会	政府・自治体、国際機関、NPO、海外イニシアチブ等	行動目標5-1 企業による生物多様性への取組、科学の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことによる意識醸成、政治家による取組を推進する等取組を促進し、取組の取組を生物多様性保全・回復する活動に推進する 行動目標5-2 生物多様性保全は回復する経路「アーニ」に対する取組を進める	環境保護推進委員会による取組、ネイチャーポジティブ推進の普及、海外イニシアチブ等との取組推進、日本の取組を海外展開の取組POPCA(持続可能な生物多様性プラットフォーム)による取組推進(海外)	行動目標5-2 事業活動による生物多様性への取組の取組、正の取組の取組、企業や自治体による生物多様性回復のための取組の取組が実現している	以下の3つの取組をとりながら取組を推進し、環境保護推進委員会が推進している取組を、J-GBFの取組として取り進め、取組を推進する取組を推進する	行動目標5-2 生物多様性保全は回復する経路「アーニ」に対する取組を進める					
3	委員会活動を通じた啓発活動	(公社) 経済同友会		行動目標5-1 企業による生物多様性への取組、科学の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことによる意識醸成、政治家による取組を推進する等取組を促進し、取組の取組を生物多様性保全・回復する活動に推進する	「アムステルダム協定委員会」でのアムステルダム、東京、必要に応じて他国(オランダ、必要経路者本人)	行動目標5-2 事業活動による生物多様性への取組の取組、正の取組の取組、企業や自治体による生物多様性回復のための取組の取組が実現している	自治体企業での取組進め、取組を推進する取組を推進する	行動目標5-1 企業による生物多様性への取組、科学の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことによる意識醸成、政治家による取組を推進する等取組を促進し、取組の取組を生物多様性保全・回復する活動に推進する					
4	東京再生エコ協会の推進(環境社会協定試案の実施)	日本再生エコ協会	東京再生エコ協会	行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す	東京再生エコ協会の協定の推進、取組を推進する	行動目標4-1 教育や啓発を通じて、生物多様性や人とのつながりを重要とする取組が実現している	取組受取者(認定者)の増加	行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す					
5	東京再生エコプロジェクトの推進	日本再生エコ協会	国土交通省、環境省、地方自治体	行動目標2-2 森・川・海のつながりや地域の伝統文化の取組を促進し、かつ自然を活かした取組を進める	再生エコ協会自らの取組、取組の取組、取組の取組	行動目標4-1 教育や啓発を通じて、生物多様性や人とのつながりを重要とする取組が実現している	取組の取組の取組	行動目標2-2 森・川・海のつながりや地域の伝統文化の取組を促進し、かつ自然を活かした取組を進める					
6	身近な取組を推進するMOTTAINAI運動	(公社) 日本青年会議所	地球環境委員会	行動目標4-1 学校等における生物多様性に関する取組を推進する	学校での取組を推進し、取組の取組	行動目標4-1 教育や啓発を通じて、生物多様性や人とのつながりを重要とする取組が実現している	教育現場での取組の取組	行動目標4-1 学校等における生物多様性に関する取組を推進する					
7	水産エコレベルの推進(国産水産物の取組)	(一社) 大日本水産会	(一社) マリン・ニモニモ、ジャパン協議会	行動目標4-4 食品の生産及び他の取組の取組を促進し、かつ取組を進める	(一社) マリン・ニモニモ、ジャパン協議会	行動目標5-3 持続可能な森林取組が拡大している	取組の取組の取組	行動目標5-2 生物多様性保全は回復する経路「アーニ」に対する取組を進める					
8	全国の活動組織(700組)の活動による取組	全国水産物産出団体連合会、全国の活動組織(700組)	全国水産物産出団体連合会、全国の活動組織(700組)	行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の取組、取組の取組	全国の活動組織(700組)が効果的かつ効率的な取組を推進し、取組の取組	行動目標5-2 事業活動による生物多様性への取組の取組、正の取組の取組、企業や自治体による生物多様性回復のための取組の取組が実現している	多量の取組の取組により、取組の取組(生物多様性の取組)が実現している	行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全は回復する経路「アーニ」に対する取組を進める					
9	イベント等による取組	全国水産物産出団体連合会	全国水産物産出団体連合会、全国の活動組織(700組)	行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の取組、取組の取組	イベント等による取組の取組	行動目標5-3 自然環境保全・再生する取組が実現している	イベント等による取組の取組	行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全は回復する経路「アーニ」に対する取組を進める					
10	森林・林業に関する取組	(一社) 日本林業協会	関係団体	行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す	森林・林業・木材産業は、取組の取組、取組の取組	行動目標4-1 教育や啓発を通じて、生物多様性や人とのつながりを重要とする取組が実現している	森林の取組の取組、取組の取組	行動目標4-3 国民は積極的かつ自主的な取組を促す					

2023.3.9 生物多様性ビジネスマッチングイベントを実施

- 生物多様性の技術に関するマッチングイベントは、**環境省としては初。**
- **経団連自然保護協議会様と共催し**、2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）のビジネスフォーラムの活動の一環として実施。
- 技術を持つ中小ベンチャーが12社参加。
- **今後も様々なマッチング**を実施。
- 中小ベンチャー×大企業の**第2弾は、2023年12月5日**に実施予定。

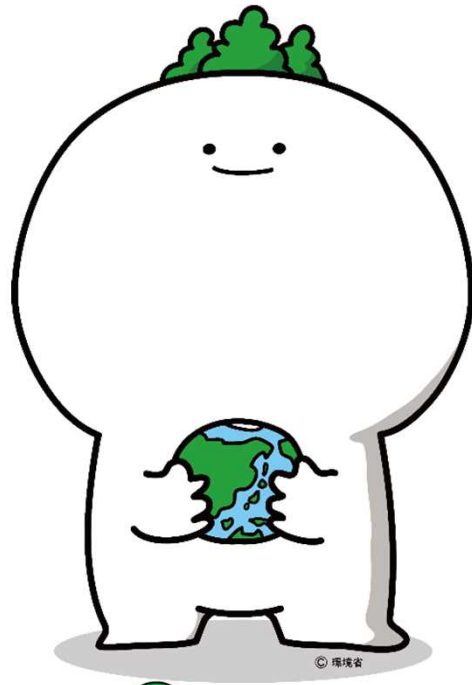


出展企業一覧

企業名	タイトル
株式会社 FullDepth	【国産】 産業用水中ドローン「DiveUnit300」
Carbontribe	森林と生物多様性からの Co2 削減量をデジタル資産に変換する ReFi
株式会社 笑農和	水資源 DX でサステイナブル水田 paditch
ウミトロン株式会社	UMITORONCELL 水産養殖向けスマート給餌機
エスベックミック株式会社	地域植生に基づいた生態系修復サービス
有人宇宙システム株式会社	JAMSS リモファーム®~衛星画像を利用した農業情報サービス~
株式会社リバナス	教育と技術・事業開発チームの形成を通じて生物多様性保全を実現する。
株式会社シンクネイチャー	TNFD 対応！衛星データ・AI 活用による生物多様性分析ツール「easyLEAP」
株式会社フィッシュバス	コップ一杯の水で、地域の川の DX~新たな環境改善のサービスを提供~
株式会社 建設環境研究所	企業の ESG 経営に対応する生物多様性の情報開示の支援サービスの紹介
株式会社バイオーム	生物多様性ビッグデータを活用したネイチャーポジティブ実現サービス
株式会社イノカ	生態系を水槽内に再現する『環境移送技術』

ネイチャーポジティブキャラクター「だいだらポジー」

- 環境省では、国民一人一人が「ネイチャーポジティブ＝生物多様性の損失を止め、反転させること」に資する消費・選択をできる経済社会づくりを推進するため、公募の結果、「**だいだらポジー**」をイメージキャラクター及びその愛称として決定しました。

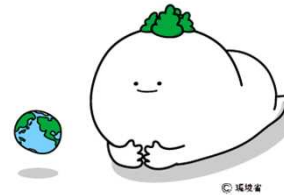
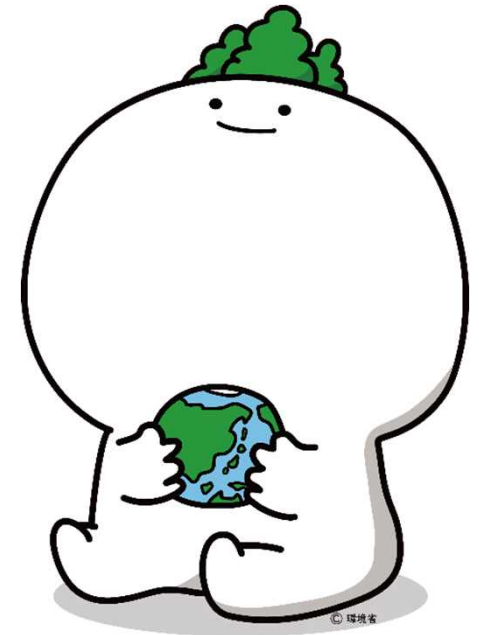


「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

だいだらポジー

DAIDARAPOSIE

日本各地で山や湖、川を作ったとして
伝承されている巨人「だいだらぼっち」を
モチーフに、地球のポジティブな未来を抱きしめて
見守り続けるキャラクターとして制作しました。



ご利用はコチラ→



4. 環境省の取組（ファイナンス関係）

グリーンファイナンスに関するこれまでの取組

- 2017年3月：市場において最も広く認知されている国際資本市場協会（International Capital Market Association）のグリーンボンド原則を基に、**国内実務指針としてグリーンボンドガイドラインを策定。**
- 2018年：**グリーンボンド発行に要する追加的費用に関する補助事業を開始。**

概要

- 登録制度：グリーンボンド発行等に関わる証券会社、銀行、評価機関、コンサルを申請に基づき登録。登録済の事業者を使用することを補助要件とする。
 - 費用補助：発行に係る追加的費用を補助。対象は評価費用及びコンサル費用、事後レポーティング費用（発行後3年間対象）。
- 2020年3月：国際動向及びICMAグリーンボンド原則の改訂を踏まえて、グリーンボンドガイドラインを改訂。併せて、**グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンのガイドラインを策定。**
 - 2022年7月：国際原則の改訂及び国内外の動向を踏まえ、**グリーンボンド等ガイドラインの改訂版、サステナビリティ・リンク・ボンドのガイドライン（新規策定）を発表。**
同年の改訂では、以下を実施。
 - ✓ グリーンプロジェクトにおける「**グリーン性**」の判断の観点の明確化
 - ✓ 国内における**資金使途（グリーンプロジェクト）、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例**について、**ポジティブリストとして一覧表の形で整理。**

- サステナブルファイナンス市場を健全かつ適切に拡大していく観点から、環境省において、「グリーンファイナンスに関する検討会」を設置し、グリーンファイナンス市場の拡大の状況、国際的なサステナブルファイナンスに関する議論の加速を踏まえ、環境省が作成するグリーンボンド等のガイドラインの見直し等を実施（2021年～）。
- ICMA（国際資本市場協会）やLMA（ローンマーケットアソシエーション）を始めとする国際団体が策定する国際原則との整合性を取りつつ、グリーン性の判断基準の明確化や、資金調達者による市場説明の強化などを通じて、**利便性向上とグリーンウォッシュ防止の双方に対応するような国内ルールの改訂及び整備**を行ってきた。
- 2023年度においては、**国際原則の動きを踏まえたガイドラインの改訂**に加え、ガイドラインが当初策定された2017年度と比較すると市場が一定程度成熟してきたこと、また、**加速度的に進む国際的な潮流を捉え、今後の国際原則の改訂の反映を速やかに**行うことを可能とする観点で、ガイドラインの構成の見直しも行う。



議論のポイント

① 国際原則の動きを踏まえたガイドラインの見直し

APLMA、LMA、LSTAのサステナビリティ・リンク・ローン原則、グリーンローン原則の改訂等を受けた目標設定等に関する見直し

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

2022年版

② ガイドラインの構成の見直し

国際原則に準拠した部分とそれに関連した国内独自の解説部分を整理し、両者を分けた形で記載する等の構成の見直し



- 従前、「グリーンファイナンスに関する検討会」において、**グリーンボンドガイドライン等の各種ガイドラインの構成の見直し等の検討**を実施しているところ。
- 今後、特に新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンボンドガイドラインの付属書 1 別表にある**グリーンな資金使途に関するリスト（「グリーンリスト」）の更なる拡充が有用**であり、リストの例示を定期的に更新し、市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築が求められる。
- 上記を踏まえ、上記検討会の下に、「**グリーンリストに関するワーキンググループ**」を設置し、**グリーンプロジェクト等を例示した付属書 1 別表の拡充を検討**する。

議論のポイント



① グリーンリストの改訂

グリーンリストの元となっているICMAのグリーンボンド原則等の国際原則、国内外の知見やグリーンボンド等発行実績、国内の環境分野における法制度や各種戦略・計画等の関連する文書を踏まえ、グリーンリストにおける資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな環境効果の例について見直し

② 各分野の最新動向を継続的に反映する仕組みの構築

本ワーキンググループの活用を含め、市場関係者及び資金調達者を主な対象とした意見募集や、有識者ヒアリング、分野ごとの少人数意見交換会を活用した、定期的なグリーンリスト見直しの仕組みの検討

ESG地域金融における基本的な考え方

- ESG地域金融の概念は、**持続可能な地域の実現**を目標としたもの。
- 従って、ESG地域金融の実践にあたっては、**地域金融機関が投融資や取引先支援等を通じて地域全体に与える影響**が、可能な限り**ポジティブなものとなるように考慮**する必要がある。
- 具体的には、**取引先に対する影響**だけでなく、**取引先のバリューチェーンへの影響**、**地域の環境・社会・経済への影響**を考慮し、**経済価値等の向上・ESG課題の解決に向けた効果を発揮**することが求められる。

※影響を想定する範囲は、地域金融機関の役割を踏まえて定めることが望ましい。

持続可能な地域の実現

↑ **ポジティブな影響（経済価値等の向上・ESG課題の解決）**

ESG金融の実践的取組を通じて創出すべき影響

企業／事業価値の向上

中長期的なリスク・機会を踏まえた取組を促進させ、取引先の中長期的なキャッシュフローへの影響の改善、企業／事業価値を向上させる

持続可能なバリューチェーン構築への寄与

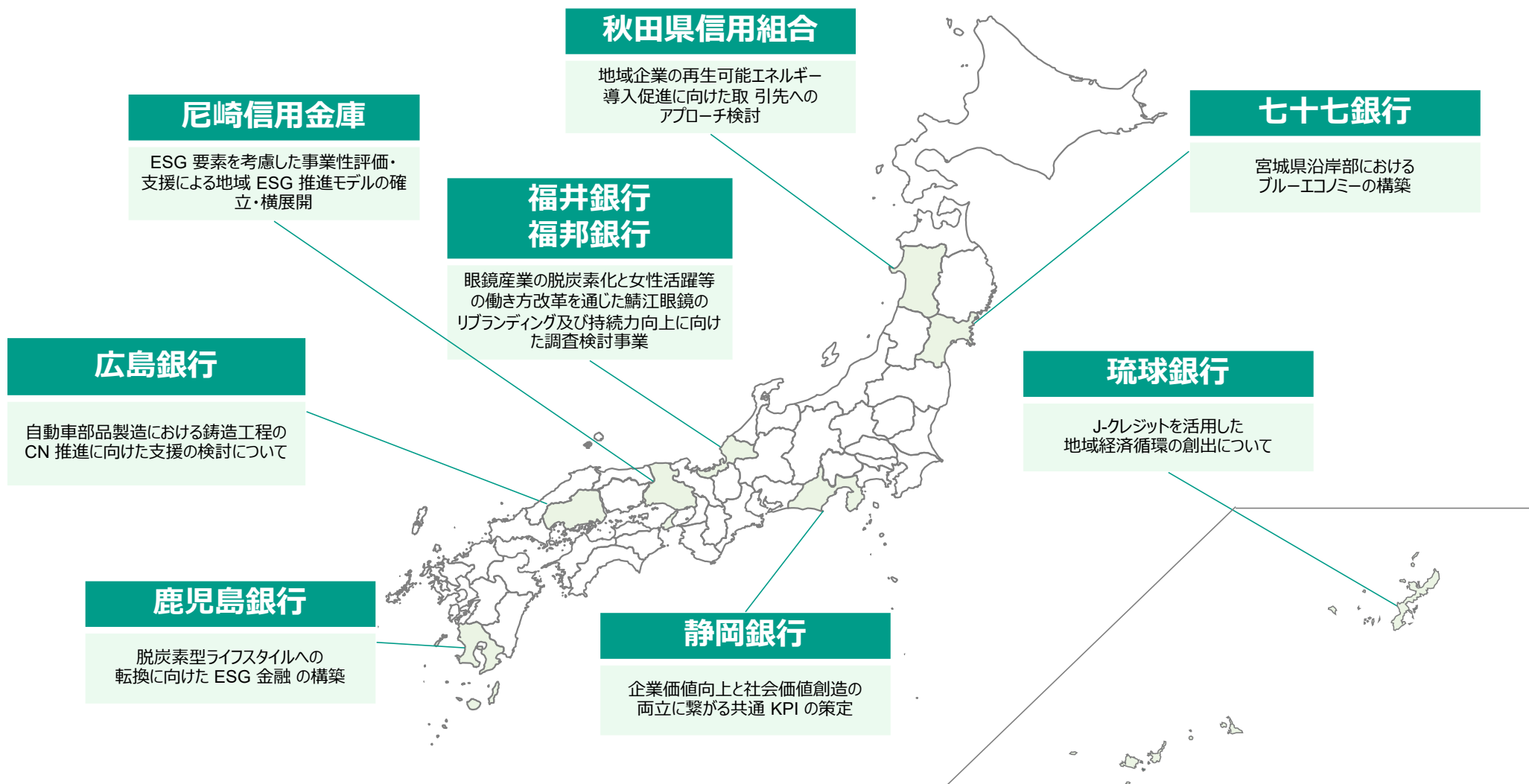
取引先の取組の変化によりサプライヤーや納品先等に対して好影響を与え、バリューチェーンの持続可能性を向上させる

地域の環境・社会・経済へのポジティブインパクトの創出

取引先やバリューチェーンにおける取組の変化により環境・社会・経済に与えるネガティブなインパクトを抑制し、ポジティブなインパクトを増大させる

令和5年度地域におけるESG金融促進事業 採択先一覧

- ◆ 環境省では、地域課題の解決や地域経済エコシステムの構築等を通じた地域の持続可能性の向上と、脱炭素を始めとした環境課題への対応の取組を両立する先進的な取組を行う地域金融機関に対し、取組の促進を図るための支援事業を実施。
- ◆ 令和5年度は、**自然関係を含む幅広い環境課題について8案件（9金融機関）を採択。**



- ◆ 金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、議論、行動する場である「ESG金融ハイレベル・パネル」は、2023年10月にPRI in Personが東京で開催されるにあたり、我が国のESG金融を官民を挙げて一層推進するべく、以下の宣言を発表。

炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けた責任投資の推進に関する宣言

国連環境計画・金融イニシアティブおよび国連グローバル・コンパクトと連携した投資家イニシアティブであるPRIの取組は、ESG要素を投資決定やアクティブ・オーナーシップに組み込むことを推進するものであり、ESG資金の活用やその質の担保に資するものである。

今般、PRI in Personが東京で開催されるにあたり、ハイレベル・パネルは、PRIの取組への深い賛同表明と共に、我が国のESG金融を官民を挙げて一層推進するべく、以下のとおり宣言する。

1. ESG金融の更なる推進

当パネルは、PRIの2021年の報告書におけるサステナビリティ・インパクトを生むことを意図する投資（IFSI）のアプローチに賛同する。我が国の金融機関は、投融資において環境改善効果やポジティブなインパクトをもたらすための明確な意図を持ち、それを自らの戦略として具体化して取り組むことで、市場を牽引し、質・量の両面から強力にESG金融を推進する。

2. 企業へのエンゲージメントの強化

我が国の金融機関は、GX実現に必要な巨額の投融資について、官民連携してあらゆるファイナンスを総動員するとともに、炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けた企業の取組を支援するべく、企業の規模や移行戦略・地域特性に応じたきめ細やかな対話（エンゲージメント）を強化する。

3. 長期投資家を中心とするESG投資の推進

炭素中立・循環経済・自然再興の実現に向けて、ESG資金の一層の動員が必要となっているところ、特に我が国においては、年金・生保等のアセットオーナーを中心とする投資家が、受益者や顧客の最善の利益のために、ESG投資を一層拡大していく。

株式会社 脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進

脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行う官民ファンド
「株式会社 脱炭素化支援機構」 設立
 （地球温暖化対策推進法に基づき2022年10月28日に設立）

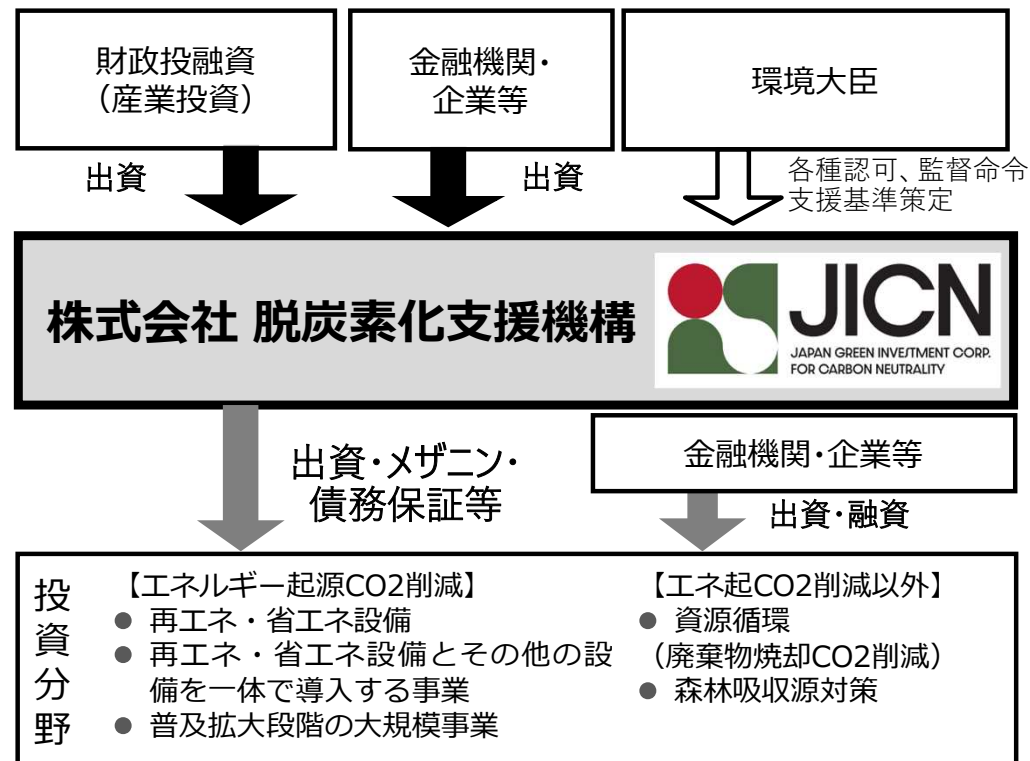
組織の概要

【出資金】217億円

- 民間株主（85社、108.5億円）：
 - ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
 - ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社
- 国（財政投融資等、設立時108.5億円）
 - ・R5：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

- 再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。
- 出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



（想定事業イメージ例）
 ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発 ・プラスチックリサイクル等の資源循環
 ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼 ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）支援決定 公表済案件一覧



名称	概要	支援公表日
WOTA（株）	従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。	3月24日
（株）ゼロボード	事業者の脱炭素対策の策定を支援するGHG排出量の算定・可視化のシステムを開発、提供。	3月24日
（株）コベック	地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業を実施。	3月31日
エレファンテック（株）	電子回路基板の製法として、金属をナノインク化して必要な部分のみに直接印刷する独自技術を開発、販売。	5月9日
Oishii Farm Corporation	日本の農業技術（種苗・ハウス栽培・受粉等）を活用し、米国ニューヨーク近郊の垂直型植物工場にてイチゴを生産・販売する事業を展開。	6月16日
（株）パワーエックス	再エネを普及するための蓄電池、ソフトウェア、電力供給をワンストップで提供。EVチャージャーステーションの普及・拡大。	7月3日
エクセルギー・パワー・システムズ ^(株)	電力ネットワークにおいて大容量かつ短時間での応答が可能なパワー型蓄電池システムの製造・販売、O&M、分散型バックアップサービスの提供。	7月14日
（株）クリーンエナジーコネクト	耕作放棄地等を活用したNon-FIT太陽光発電所の開発～運営、非FIT太陽光卸供給事業、オフサイトPPA、再エネ調達コンサル業などを手がける。 SPC①：複数需要家向け発電事業	8月4日
（株）坂ノ途中	環境負荷の小さい有機農業に取り組む生産者と提携し、農産物の宅配・販売事業を展開。東南アジアの山間地域における高品質コーヒーの栽培。	8月31日